

訓令改正（案）の概要

1 定義（第2条関係）

- (1) 精神障害には、発達障害のほか、「高次脳機能障害を含む」ことを規定した。
- (2) 心身の機能の障害には、「難病等により起因する障害を含む」ことを規定した。

2 研修及び啓発（第8条関係）

職員に対する研修及び啓発の内容について、より具体的に規定した。

3 不当な差別的取扱い（改正後の別紙第1関係）

- (1) 社会的障壁を解消するための手段（車椅子、補助犬その他の支援機器等の利用、介助者の付添い等）の利用等を理由として行われる不当な差別的取扱いも、障害を理由とする不当な差別的取扱いに該当することを規定した。
- (2) 正当な理由がなく不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例を追加した。
- (3) 正当な理由があるため不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる例について規定した。

4 合理的配慮（改正後の別紙第2関係）

- (1) 建設的対話による相互理解の重要性について規定した。
- (2) 合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の例及びルール又は慣行の柔軟な変更の例を追加した。
- (3) 合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例及び該当しないと考えられる例について規定した。

5 その他

文言の整理等を行った。